

総合資源エネルギー調査会第6回電気事業分科会

平成14年4月4日(木)

【鳥居会長】 それでは、定刻でございますので、ただいまから第6回目の電気事業分科会を開催させていただきます。皆様ご多忙のところご参集賜りまして、誠にありがとうございます。

初めに、当分科会の委員の異動がございましたので、事務局からご紹介をお願いいたします。

【事務局】 最新の電気事業分科会の委員名簿を資料2として配布しております。大田弘子委員が4月1日付で、内閣府参事官（経済財政 - 景気判断・政策分析担当、企画・政策効果分析担当）にご就任されたため、総合資源エネルギー調査会臨時委員を辞任されました。本分科会委員は全部で25名ということになります。

また、西村委員におかれましては、4月1日付で会社名がみずほフィナンシャルグループに改称され、またお役職は特別顧問となっております。以上でございます。

【鳥居会長】 ありがとうございます。それでは、本日の主要な議題に移りたいと思います。

当分科会は、今まで5回にわたりまして、電気事業制度の内外の現状、それから今後の展望等について、いろいろな角度から検証の作業を行ってまいりました。これまでのこの検証の作業を踏まえまして、望ましい制度の在り方に関する検討の基本的視点、それから具体的な論点、これを事務局に取りまとめてくださるようお願いしておきましたが、整理していただきましたので、まず事務局からこれについてご説明をいただいて、それから議論を始めたいと思います。

それではよろしく願いいたします。

【長尾電力・ガス事業部政策課長】 ご説明申し上げます。資料の3、4、5をご参照いただきたいと思います。

先ほど分科会長からもご紹介がありましたように、昨年11月に平沼大臣のほうから、当分科会に対しまして、我が国の経済活動及び国民生活の基盤となる電力の安定供給を効率的に達成し得る公正かつ実効性のあるシステムの構築に向けて、今後の電気事業制度はいかにあるべきかという諮問をいただきまして、本分科会で5回にわたりまして、我が国の現行制度、海外の自由化事例の検証、我が国の電力需給構造の検討等を行ってまいりま

した。

その中で、各委員の方々からご指摘いただいた内容につきましては、資料5の中にまとめてございます。多岐にわたるご意見をいただきまして、それを論点的に一応集約した形でまとめてございます。適宜ご参照いただきながらお聞きいただければと思います。

これまでの意見を踏まえまして、当方で2つ資料を用意しております。1つが資料3の制度設計に当たっての基本的視点でございます。

もう一つは、資料4の制度設計に当たっての具体的論点でございます。資料3の基本的視点でございますけれども、これまでご議論いただいた中で、諸外国でのいろいろな制度改革の中で、成功事例、失敗事例、いろいろあるわけでございますけれども、そういったものを踏まえて、我々がどういうふうに考えていくかという中では、やはり安定供給の確保に十分配慮しつつ自由なビジネス環境を適切に確保して、所期の目的を達成することが重要だろうと思っております。これまでの制度改革における基本的な考え方を踏まえまして、以下、4点基本的な視点を並べてございます。

1点目は、需要家利益の重視でございます。皆様ご承知のとおり、電気は国民生活、経済活動の基盤となる財でございますので、やはり何と言っても、これを使う方々、需要家の利益を最大化するという観点が一番重要になってくるのではないかと考えております。具体的には、すべての需要家に対して、安定、適正な供給が確保されることを前提としつつ、需要家が多様な選択肢の中から価格・サービス水準など総合的に勘案して、自由に選択し得るようにすることが重要ではないかというような視点でございます。

2番目は、自由なビジネス環境の整備という視点でございます。これもご承知のとおり、我が国の電気事業制度というのは、制度の基本をすべて企業活動に置いております。これは、一定の制度的枠組みの中で民間事業者が合理的に事業活動を行うという前提で、個々の民間事業者が創意工夫をこらすという中で、最も効率的な電力供給システムが実現できるという考え方に立脚していると思えます。

昨今の電力改革取り組み、海外でもいろいろなされておるわけでございますけれども、これは、公平な競争条件のもと、民間事業者が自らの存続をかけて、的確な事業活動を行うことによって、システム全体の効率化を図るということと同時に、システム全体の安定化を図るためのメカニズムを導入することによって、全体として非常に価値の高いシステムをつくり上げようという動きが背景にあるのではないかと考えております。

こうした視点に立ちますと、我が国におきましても、市場との対話を通じて、合理的に

行動する責任ある事業主体としての民間事業者の自主性を最大限活用するといったことが電力供給システム全体の効率化を進める上で重要ではないかと思っております。

そういった際に、重要になります点が、下に3つほどございます。1つ目は、予見可能性の確保でございます。これは特に電気事業の場合におきましては、固定資本形成のウエートが非常に高いという特性がございます。その意味からも、予見可能性の確保という要請は、非常に高いものだと考えております。具体的には制度改革の将来見通しのイメージ、それから規制等のルールの透明化・客観化ということになるかと思えます。

2つ目は、制度の公平性の確保、これは、確保というのに加えて、社会的にそういった信頼性があるということが、公正な競争を担保する基本になるのではないかと思っております。

3つ目は、規制等の最小化ということで、先ほど申し上げました民間事業者の活力を十分発揮していただくためには、できるだけ規制というものは小さくして、自由な企業活動ができるようにするということが重要になってくるのではないかと思っております。

3つ目のポイントは、電気の特性そのもの話でございます。

ご承知のとおり電気というアナログの客体を全体でコントロールしようと思うと、やはりマクロでのバランスというものが必要になっております。システム全体としての電力需給に関する調整の必要性というものは、我々として常に電気制度を考える上での基本に置かなければならないのではないかと思っております。

その中で、特に供給信頼度の確保ということで、先ほど申し上げましたようなマクロでのバランスを、瞬時瞬時とっていかなければならないということ、それと、我が国特有のいろいろな諸事情、そういったものを踏まえれば、発電部門と送電部門が緊密に連携して、システム全体の電力需給をバランスさせるということが重要であり、その意味では、発電設備と送電設備の一体的な形成・運用というものがシステム全体の安定性から言って、不可欠なのではないかと考えております。

それと同時に、一方で、送電部門のところにつきましては、いわゆる独占的地位があるわけございまして、ますます共用インフラとしての意味が競争社会の中において高まってまいっております。その意味では、公平性や効率性の要請に的確にできるような中立性の担保措置というものも必要になってきていると思っております。

(2)のところで書いてありますのは、ネットワーク形成管理にかかる公平な費用負担の確保ということで、ネットワークを使う方々全体が、ネットワークに関して、その費

用と負担の関係がきちっと成り立つような形で負担の仕組みを考えていくということが非常に重要ではないかという視点でございます。

4つ目は、エネルギー・セキュリティや環境保全等との課題の両立でございます。前回の電気事業審議会のご議論になりました公益的課題というものは4つあるわけでございますけれども、その中の電気の供給信頼度、ユニバーサルサービス等の議論というのは、電気事業制度そのものにおいて担保すべきものだと考えております。一方で、エネルギー・セキュリティとか環境保全につきましては、電力のみならず、他の分野においても、追求すべきものが多いと考えております。ただ、その多くの部分は、電気事業制度とオーバーラップしております。その意味で大臣からの諮問にありましたそういった考え方の中において、電気事業制度の中で処理できるものについては処理していく。一方で、そういったエネルギー・セキュリティとか、環境保全といったような課題全体を体系的に実現するというようなものについては、そちらでもやっていただくという、両々あいまった形で、公益的課題との両立が図れるのではないかというふうに考えております。

以上が基本的な視点ということで、これからご議論いただく基本的な考え方を整理したわけでございますけれども、それをもう一度具現化して、具体的な論点としてまとめたのが資料4でございます。

一番目に掲げておりますのは、電力供給の安定性と公平性の確保でございます。先ほど申し上げましたように、電力システムというものがマクロで瞬時瞬時、バランスをとっていかなければならないといったような電気の特性とか、我が国の電気事業の固有ないろいろな事情を考えれば、将来にわたって必要な発電設備、建設の確保とか、供給信頼度の確保を重視して、制度設計をしていく必要があるのではないかと考えております。特に過去2回の制度改革の中で、発電分野の自由化がなされ、前回の制度改革の中では、発電施設をもって、それを託送を使って交流まで出ていくという制度が入ることによって、いわゆる我々の扱う電気事業制度というものが多数プレーヤー化モデルに移行したというふうに考えております。そういった中で、電気の特性等に応じたマクロ的な安定性を確保するというためには、こういったプレーヤーの方々の有する設備の一体的な形成、一体的な運用というものが、ますます重要になってくるのではないかと考えております。

b)のところに掲げておりますのは、電力供給システムの公平性・透明性の確実な確保ということで、先ほど申し上げましたように、共用インフラとしての送電設備を有する部門の中立性に対する要請というものが非常に高くなってあるわけでございます。これまで

も現行制度の中で、事業者の主体的取り組みによる公平性の確保については、一定の成果が出てきているわけですが、ますます多数プレーヤー化モデルの中における安定性を図る観点からも、電力システムのルール、情報遮断等の措置について、より一層深めた議論が必要なのではないかというふうに思っております。

同時に、送電部門の公平性を担保して、紛争が生じた場合に、適切、迅速な解決を行うための仕組みといったものについて、現行制度で十分なのかどうかということもあわせてご議論いただく必要があろうかと思っております。今、申しあげました a) と b) というのは、ある意味で電力の安定性と中立性の観点、それぞれでございますけれども、そういったものの両方の価値をどういうふうな形でバランスしていくのか、これはある意味で日本の置かれている現状、社会的要請の度合いによってこの調和ポイントというのはいろいろ変わってくるかと思えます。諸外国におきましても、発電と送電を別会社化するというような構造規制から情報遮断等の行為規制まで多様な選択肢がございます。一方で発電と送電が一体となっていることによる、電力システム全体としての安定性、効率性が確保されているという側面がございますので、そういった全体を踏まえて適切な調和点を見いだして制度設計をしていくということが重要になろうかと思えます。

2番目の柱で掲げておりますのは、電力供給システムの効率性の向上ということで、ネットワークを使っただけの電力供給というものは、ある意味で大きな発電所を中心とした規模の利益のメリットというものがベースになっているのかと思えますけれども、そういったメリットを向上させるためには、ネットワークの効率的な利用という観点が重要になろうかと思えます。その意味からは、 で書いておりました広域的な電力流通というものがきちっとできるように、託送制度とか、供給区域間の連系線の整備、送電容量の活用のあり方等を考えていく必要がございますし、その場合の費用負担のあり方についても、一緒に考えていく必要があろうかと思っております。

では、また同じようなことを書いておりますけれども、ネットワークに対する電源の貢献度・負荷度を改めて評価する。それからネットワーク全体の電力需給バランスの確保方法や、送電ネットワーク内の電力の流れなどがコスト的に的確に繁栄されているのか、それが適正に分担されているのかといった点についてもご議論いただく必要があろうかと思っております。

3つ目の柱は、供給力の安定性と多様性の問題でございます。まず最初に、長期的な供給力の確保ということで、電力につきましては、発電設備、建設に必要なリードタイムが

ございます。これはますます長期化する傾向にあるわけでございますけれども、需要の動向に応じて必要な供給能力が直ちに確保されるということについては、非常な制約があるかと思っております。そういった中で、長期的な供給力をどういうふう to 確保するのかという観点からも、先ほども申し上げましたような、全国規模での供給力の確保といった観点、そのためには、広域的な電力流通の推進とか、適切な設備形成を促す仕組みといったものの要否についても検討する必要があるのではないかとこのように思っております。

もう一つは、安定供給の中核的担い手となり得る電源の開発の促進ということで、原子力発電をはじめとする長期安定電源といったものがきちっとそれに対し投資をされ、いわゆる供給力の中核として入ってき得るように、制度設計をする中でも、そういったものが両立できるような仕組みというものを考えていく必要があるのではないかと考えています。

そういったものが確保されることによって、エネルギー・セキュリティとか、環境保全との両立が図られるのではないかと考えております。

b) c) のところは、供給力の多様化の問題でございます。電源調達の多様性を確保するという観点からは、やはり広域的な電力の取引市場というものが必要になってくるのではないかとこのように思います。ただ、その場合には、諸外国でいろいろ問題になっております市場支配力の問題とか、投機的取引といった市場機能がゆがめられるようなことがないように、制度設計、仕組みを考えていく必要があるのではないか。同時に、供給信頼度の観点から、こういったような要件をそれに課していく必要があるのかどうかということも合わせてご議論していただく必要があるかと思っております。

c) の分散型電源による電力供給でございますけれども、現在の電力の供給システムというのは、ある意味でネットワークを通じた電力の供給と、ある意味で非ネットワーク型といえますか、分散型電源による電力の供給という2つの形態があるかと思っております。そういった中で、需要家の選択枝を拡大する、ネットワークを通じた電力供給との競争を通じた、電力供給全体の効率性の向上、それから、電力事情と熱事情を効率的に組み合わせることによるエネルギー利用効率の向上という観点から、分散型電源をどのように電力供給システムの中に入れていくのか、そのための制度的対応は何があるのかということを考えていく必要があるかと思っております。その際には、ご承知のとおり分散型電源につきましては、基本的に化石燃料ででき上がっておりますので、環境問題に対してどう対応するのかという観点、それからネットワークの二重投資との関係、系統製造によるメリットとか、電力品質面の問題等々を十分踏まえる必要があるのではないかとこのように思っております。

4番目の柱は、需要家の選択肢の拡大と全需要家への適正な供給の確保でございます。

最初に小売自由化範囲と消費者保護と書いておりますけれども、消費者のニーズをとらえた多様なサービス価格を提示して、それを消費者が選択できる環境というものを整備していく必要があるかと思っております。その際には、ユニバーサルサービスの要請等を踏まえまして、消費者の自己責任のあり方と交渉力の有無、電力の財としての必需性・代替性の低さ等を勘案して、消費者利益を保護する仕組みについても、合わせて検討する必要があるかと思っております。

2番目の段階的な取組みの要否とスケジュールということでございますけれども、小売の自由化範囲を拡大するに当たって、どういうスケジュールでやっていくかということを考える上では、いろいろな技術的、実務的な課題がございます。それに対して、どういうふうなタイムスパンを持ってやっていけば、これが解決できるのかということを考えながらスケジュールは考えていかなければならないと思っております。一方では、事業者として適切な投資活動をしていくということに関して言えば、一定の市場規模がどの段階でどういうふうになるのかといったような予見性を高めることが、ひいてはその適切な供給力の確保になるという観点から、どういった段階を踏んでどういったスケジュールでやっていくのかということ、早期に明確化する必要があるのではないかと考えております。

、のところについては、先ほどの供給力の確保とか、供給力の多様化の中で申し上げたことを再掲しておる次第でございます。以上でございます。

【鳥居会長】 ありがとうございます。

本日は、今後当分科会で審議をしていくべき論点として、長尾課長から説明していただきました資料3の基本的視点、それから資料4の具体的論点、これらの論点整理が過不足ないかどうかということをご検討いただくことに集中したいと思います。

具体的なそれぞれの論点についての詳細な審議は、次回以降の分科会で行うことにしたいと思っております。以後、委員の皆様は、そういう観点からご自由にご発言いただきたいと思っております。西村委員からどうぞ。

【西村委員】 どうもありがとうございます。基本的視点及び具体的論点の双方に関連して、2点ほど申し上げたいと思っております。第1は、論点整理に関する議論の手順、政策の優先順位の整理に関する点であります。論点項目につきましては、おおむね網羅的に挙げられていると思われませんが、各項目の検討の優先順位がいまひとつはっきりしない印象がございます。例えば電力供給の信頼度を確保する観点から、設備形成に長期を要する送電

ネットワークの拡充が適切に行われることは、公益課題達成のために、極めて重要性が高いと考えられます。また、先に発表されました地球温暖化対策推進大綱でも、原子力発電を3割増加させることが国策として確認されておりますが、バックエンドへの適切な政策支援が行われないまま自由価格に転化しますと、原子力発電の利用拡大は極めて困難になると思われまふ。業務の進め方としては、長期的議題に関する論点を整理し、次に短期的課題の論点を整理し、その過程で、公益性と効率性のバランスを基本線として議論していくことが重要と考えまふ。そうすることによって、おのずと政策の優先順位が明らかになり、各論点に関する議論が深められることが期待されるのではないかと考えております。

第2は基本的視点の2に変わりますが、電気事業者の経営自由度の確保という視点でございます。産業空洞化が懸念される情勢におきまして、制度改革を考える基本は、競争原理の導入、拡大と需要家の視点であるという点は賛成であります。

しかしながら、電気事業の担い手は、株式会社として資本市場の規律のもとに置かれ、株主の付託にも答えていかなければなりません。例えば、経営効率化計画の推進という事業力によって得られるキャッシュフローを料金値下げやサービスの向上に使用して、需要家に還元することは当然のことであり、重要なことではあります。それだけではなく配当を増やしたり、成長事業に投資することによって、資本市場の要請にんていく責任もあると思ひます。

したがひまして、各ステークホルダー間のバランスを勘案した電気事業者が自らの責任と自由な経営判断によって、独自戦略を展開することが損なわれないように配慮することも重要な視点であると思ひます。

もう1点、3月29日に、規制改革推進3カ年計画が閣議決定されましたが、その中で、電力制度改革についても触れられております。この点にんましては、第2回の分科会で鳥居会長から問題提起がなされまして、事務局から本分科会においては予断を持つことなく、幅広く検討し、結論を出していただきたいと、そういう説明があったように記憶しております。規制緩和は一般論としては経済の活性化のために望ましいことではあります。何でも市場原理にのっとして規制緩和をすればよいというものではないと思ひます。特に電力のように、公益性の高い業種におきましては、規制緩和を急ぐ余り、社会のインフラとしての電力供給システムの運用、さらには、業界そのものに甚大な悪影響を出すような事態は避けるべきであると思ひます。そういう意味で、先ほどの規制改革推進3カ年計画にこだわることなく、本分科会においては、専門的な立場から主体的に議論をしていくべ

きものと考えております。

【鳥居会長】 ありがとうございます。次に河野委員、どうぞお願いします。

【河野委員】 今までは一方的にいろいろな意見が平行的に出て整理されていますから、それで良いのですが、これから7月にかけては1回1回テーマを決めながら議論を集約する作業に入るわけで、議長の役割は極めて重要になると思っていますので、あまり強引に支配的にやってもらっても困りますが、野放図に議論が拡範囲するのを傍観してもらっても困るということです。それで申し上げたいことが3点あります。この視点と具体的論点はよくできていると思います。付属資料で各人が言ったことが全部網羅されていますから、これを読み返してみれば、過去のことを振り返りながら建設的な妥協的な合意形成のプロセスに入れるわけで、良いものができると思っています。

第1点は、この基本的視点にも書いてありますが、予見可能性の確保というのは、極めて重要な意味を持っていると思うのです。これは新規参入者とか、中立的な委員の方からも何回も強調されたことだと思います。ただ私は、今まで自由化範囲の拡大ということについては、ほとんど発言しませんでした。それは自信がなかったからです。だからいろいろな人の話を聞きながら、今日ここで話をすることは、今の考えた結果をまとめるということですが、私は、どういう問題であるかということとはあらかじめ分かっていますが、とにかく段階的な自由化をしながら、数年先には時間の締切を決めることが必要です。全面自由化ということに電力会社は踏み切るべきだ。これで初めて予見可能性が確保されて、新規参入者も何年になったらどういうマーケットが開けて、どれだけの設備投資をやったら見合うのかということの結論ができるわけであり、電力会社もそれを考えながら行動できるわけであり、双方にとって極めてフェアな話だと思います。

4月2日のアメリカのUSTRレポートにエネルギーについて言及しています。今、西村委員は、規制改革推進3ヵ年計画にこだわらないとおっしゃいましたが、アメリカはやはりこの分科会の審議をウォッチしていると書いてあります。しかし、特段圧力をかけると書いているわけでもないですが、この点については、後で事務局から説明を受けたいのですが、皆が関心を持っていることは明らかなのです。これは我々日本人が我が国の制度について、都合の良いように考えるわけで、何もアメリカのことを気にすることはないのですが、内外からウォッチされていることは間違いないのです。

第1点は、予見可能性の確保ということについて言えば、全面自由化ということの問題はたくさんあると思います。おそらく消費者代表だって簡単にOKと言うかどうか分から

ない。分からないけれども、アメリカから見ても我々から見てもいろいろ考えた結果、先々の展望をしっかりとすることが必要です。だからこの際はつきり踏み切るべきだということが第1点。

第2点は、今まで何人も、西村委員も千速委員もおっしゃったが、やはり原子力をどう位置づけるか。このセキュリティや温暖化ということについて関連して深い意味を持つこの点についてどう扱うかということ、実はここで一回も議論していないのです。意見は出たが議論はしてない。この論点ペーパーで私が一番不満なのは、3ページに「安定供給の中核的担い手となり得る電源の開発の促進」と書いてあるところです。なるほど要約すれば、制度見直しとその推進と両立できるような仕組みを整備すべきであるとして書いてあります。そのとおりだと思います。

問題は、限られた時間で本分科会で真面目ににやろうと思えば、これだけやるのでも、丸一日、2、3時間はかかります。ただ、このメンバーで、原子力の細かいことまで議論できるかと言ったら、正直言って私は難しいと思います。それならば、ここに書いてあるように仕組みを整備すべきだということはこの分科会で最低限確認して、どう整備するかということについてはどこかに投げれば良いのです。具体的に私はこう思うということは後で言いますが、そうしないとこれだけの扱いでは重要な問題について真っ当な責任ある仕事にならないと思います。

最後にもう一つ。これはいろいろな意見があって、過去の発言要旨を見ても随分と差があるものだったのですが、世に言うところの一貫体制の問題です。これはいろいろと議論が分かれていて簡単にいくとは思わないし、学術的な議論もあり得るわけです。新規参入者もいろいろな意見をおっしゃられたことも記憶に随分残っています。私は自分の考えとしてまとまっているのは、やはり基本的には一貫体制を保持することが、安定供給の確保やより安い電力の供給を全部含めて、責任ある供給体制として行動してもらうということはバイタルなことだと思っています。ただ、これは大変なことであることは分かっていますから、また議論をやりたいのです。意見を一方的に言って、会社に下駄を預けるのではなくてです。

ということで、とりあえず3点だけ申し上げました。

【鳥居会長】 続いて上原委員、お願いいたします。

【上原委員】 まず、基本的視点についてですが、第1番目に掲げられております需要家利益の最大化というのが最も重要な視点であると考えており、残りの2から4までの視

点のすべてにつながっていくものと考えております。

次に、具体的論点についてですが、現行制度や海外の事例の検証を中心としたこれまでの議論を踏まえまして、おおむね不足もないですし、論点はよく整理されていると考えております。今後この論点整理の項目ごとに、議論検討が進められていくということになると思いますが、選択肢の拡大によって、需要家利益の最大化を図るという観点からしますと、長期的な視点からの制度改革というものに平行しまして、短期的な足元の問題ということで、現行制度の運用ルールの見直しにもぜひ取り組んでいくべきではないかと考えております。一例を挙げれば、新規参入者にとっては、電源の確保の問題が当面の大きなネックになっております。そういう限られた新規参入者の電源によって、競争を活発化させるというためには、どうしても常時バックアップの活用というものが不可欠であり、そのためには、料金体系が限定されている、しわとりへの対応がない、量的な制限がある、といった現行の常時バックアップ制度のネックを解消するということが極めて有効だと考えます。

こうした現行制度の運用見直しの課題はたくさんあるわけですし、必ずしもそれが、今回の具体的な論点の中に明記はされておりませんが、今後の各論の議論の中で、ぜひこれも取り上げていただきたいと思います。

【鳥居会長】 ありがとうございます。続きまして、鶴田委員にお願いいたします。

【鶴田委員】 基本的な視点は、私は、十分このペーパーどおりで結構だと思います。今の上原委員と全く同じ意見であります。

ただ、具体的論点は網羅されておりますが、それをどういうふうに料理するのは、非常に難しいという印象があります。つまり、例えば2つの考え方が非常にはっきりとした形で出ているのが、いわゆる発送電の一貫体制を維持するかというところですし、ある方は国家的見地からこれは維持すべきだというご意見もございましたし、あるいは電力会社の方々から、設備形成という観点から考えた場合に、発電設備と送電設備の建設に際しては、一貫体制を維持することがどうしても不可欠だというご議論が一方ではありました。

もう一方では、送電部門を電力会社から独立させて、託送制度の中立性、公平性、透明性を確保することが非常に重要であるという意見もありました。そういう観点からすると、この2つの考え方は非常に対立しているわけです。したがって、それをどう解くかが非常に重要ですが、私は、このペーパーで、背景には意識されているのだろうと思いますが、はっきりと明示的に文章化されていない点で留意すべきことを1つだけ申し上げたいと思

っております。

それは、電力の市場構造をどう認識するかという問題であります。もし電力の市場構造が十分に競争が確保されているならば、垂直構造の維持には全然問題はないと思うのであります。残念ながら、現在の電力市場というのは、明らかに独占であります。したがって、独占であると同時に地域間競争が働いていない、あるいは電力間競争が働いていない。したがって、その構造をどういうふうに改善するのかという視点が極めて重要だと思うし、また先ほどの送電部門の分離すべきかどうかということも、そういう現在の市場構造を正確に認識した上でアプローチすべきであろうと私は思うわけであります。

つまり、基本的な市場構造をどうやってつくっていくのだろうかということが非常に重要であるし、それが基本的視点の需要家利益の最大化と感応する非常に大きな要件だと思うわけであります。つまり需要家利益を最大化することは、電力事業者を自由に選択できる、そういうマーケットの構造をつくりだすことが重要と思うわけであります。

そうなりますと、具体的にどうすべきかということは、幾つかあると思います。例えば、公正な託送制度をつくるという点から言うならば、現在の垂直構造を見直して、発送電の分離をして、競争的な市場構造の形成を促進するような仕組みを入れるということが今のこの独占である市場構造を改善するのに役立つだろうと思うのが第1点です。

それから第2点は、電力間競争がなぜ働かないのだろうか。端的に申し上げますと、パンケーキと言われている振替料金制度が大きなネックになっていると思います。つまり、あるA電力会社からB電力会社に電力を送ると、30銭振替料金がかかるわけです。これが2つまたがると60銭になるわけでありまして、ちょうどホットケーキを重ねるようにどんどんその料金が重なっていく。30銭といいますと、託送料金のほぼ1割になるわけですから、やはりそれが電力間競争を阻害している大きな要因だと思いますから、そういうものを見直して、全国一律のポストエージスタンプ方式を導入するといった工夫をしなければいけないだろうと思うわけであります。

さらに、自由化範囲について、今河野委員がおっしゃいましたが、私もそれには同意見でございます。ただ自由化範囲を拡大するだけではなくて、相対取引をも可能とする任意プールの創設といいましょうか、強制プールである必要は全くないわけではありますが、そういうものをつくるとか、あるいは紛争処理機関として、アメリカのFERCのような公的性格をもった中立機関を設立していくということが極めて重要だと思うわけであります。

要するに垂直構造を維持して自由化範囲だけを拡大するというのであれば、独占が強化

されるだけだと私は思いますから、市場構造を競争的にするためには、やはり垂直構造を見直して、発送電の分離をきっちり行うとか、あるいは振替料金制度等々の見直しを実施することが私は不可欠だと思います。要するに大事な論点が現在の独占をどうやって競争的な構造に変えていくかというところであります。以上です。

【鳥居会長】 どうもありがとうございました。それでは、続きまして妻木委員。

【妻木委員】 本日、この資料を見せていただきまして、これから先、自由化の拡大に向けた視点、あるいは全面的な自由化も視野に入れながらの論議になっていくだろうと想定いたしております。私の立場から考えられますのは、我々の仲間が現地で今日まで供給責任という大変強い意識を持ちながら努めてきたわけでありまして、これは社会に対するロイヤリティでもあろうと思っておりますが、この自由化という問題が導入されてくることによって、現場の意識がどのように変化するかということは、私自身予測できない部分が正直ございます。

労働組合としては、少なくとも電力の安定供給を含めた責任というのは今後とも大事にしていきたいという意識は持っております。しかし意識の変化というのは、すべて確認がとれる問題ではございません。先般ニュージーランドの労働組合とも意見交換をしてみました。残念ながらニュージーランドの労働組合の方々、ニュージーランドの国における電気の需要構造というものと、これからの将来的な課題に対して、組合は全く関知をしないとか、あるいは電気の安定供給という意識もなくなっているということなどを聞きました。組合員にあるのは、どこの会社に就職すれば労働条件よく働けるかということしか考えてないようになっており、この様な国にならないでほしいということ指導者から言われました。

そういう点を私どもは大変危惧していることをまず申し上げておきたいと思っております。そして、これから先、論議の進展具合によって、私どももできるだけ現場の意見というものを何らかの形で反映させていただけるようお願い申し上げたいと思っております。

そして、今回の内容を見させていただきまして、鶴田委員のほうからは別の意見がございましたが、私どもとしましては、発電、送電、配電という一貫体制的なものが今の段階では評価されてきているということについては感謝申し上げたいと思っております。

いろいろな課題がございますが、少なくとも発電所から送電、あるいは電柱1本立てるに当たっても、大変な労力が伴ってきているわけですし、自分の土地ではない公道であるのに、電柱1本立てるのにも相当日数をかけて交渉しなければいけないということが、現

実的にあるわけです。そういう部分で考えていくと、自由化とかそういう問題の論議は大変結構ですが、私どもの現場の苦労話というのは、どのようなところで聞いていただけるかというのが非常に不安でございます。

そして、さらに心配しておりますのは、ニュージーランドやアメリカでもそうですが、自由化を導入したところは残念ながら災害が増えるという傾向になってきています。災害が増えるという傾向をどのように我々サイドから考えていけばいいのか、これは当然労使間の問題でもあろうかと思いますが、競争が激化すれば、当然そういうこともあり得るのかなと、単純な問題ではないと思っております。

それから自由化とか、料金の低廉化とかは大変結構だと思いますが、一方で、私どもがそこに働いている立場から発言させていただければ、電気は止まるものだと言うことを理解いただき、安全面から電気を止めて作業させてほしいという気持ちがあります。現場の人間は電気を止めずに、場合によっては熱帯魚の電源の確保をしながら作業を行っているという、その何ともやるせない気持ちがあるわけです。病院で人命を守るための電源確保が必要だったら、我々は喜んでやります。しかし、現実には、熱帯魚のためとか、いろいろな問題が含まれた状況の中で仕事をしている我々の気持ちというものを、どこかで皆様方にしっかり聞いていただいた上で、この様なことも論点の中に入れていただきたい。そういう切なる思いがありますので、本題と若干違うかもしれませんが、ぜひひとつこれからもこのようなことをお聞きいただくようお願い申し上げたいと思っております。

【鳥居会長】 どうもありがとうございました。続きまして、森委員お願いいたします。

【森委員】 本日ご説明がありました基本的視点の中で、最初に需要家利益の重視という項目が挙げられておりましたが、これは私も非常に重要な点だと思います。

先ほど河野委員から、自由化範囲を拡大すべきであるというご発言がありましたが、この自由化範囲を拡大するということに加えまして、具体的論点の最後の4項目目に出ておりますが、需要家の選択肢の拡大という観点も非常に大切だと思います。需要家にとって複数の選択肢の中から、価格とか、サービス水準とか、そういうものを見ながら、電力の供給者を自由に選択できる環境ができていくことは非常に大事なことでありまして、そのためには、競争環境の整備が不可欠だと思います。競争環境を整備する上で、3つのポイントを挙げさせていただきたいと思っております。

1つ目ですが、需要家に電力を供給するための電源の流動性を高めることがポイントだと思います。これは、具体的論点の3ページ目の3. b) 電力調達手法の多様性の確保に

関連するわけですが、何しろ電源の流動性を高めるということが一番最初のポイントではないかと思っております、この有効な手段の1つとして、電力取引所の創設があると思えます。

新たに設置する電力取引所は、参加者すべてにとって利用しやすい市場であり、使いやすい市場でなければならないと思えます。具体的に申し上げますと、1つは参加者の匿名性が担保されている。2つ目には取引量の制限がない。そして3つ目には、スポット取引だけではなくて、先物、先渡といったメニューも考えられるというようなことで、よりよい市場、使いやすい市場をつくっていただくことが肝要だと思えますが、私ども新規参入者も市場設計の検討にはぜひとも参加させていただきたいと思えます。

取引所の設計におきましては、先ほどのご説明の中にございましたが、市場支配力の行使によりまして、市場機能がゆがめられることなどないように十分配慮していただかなくてはならないと思っております。

全国規模で電源の流動性を高め、電源という資源の有効活用を図るという観点から、先ほど鶴田委員からもご発言がありましたが、私どもとしても電力会社をまたがる際の振替料金の廃止などについて検討していただきたいと思えます。

2つ目のポイントでございますが、需要家に電気をお届けするための流通であります送電部門の中立性の確保でございます。このポイントは、戻りますが、具体的論点の1ページ目の1 . b) 電力供給システムの公平性、透明性の確実な確保のところでは触れられています。安定性、効率性の観点とともに、中立性の観点からも、例えば独立機関による運用も含めまして、電力会社の電源だけではなくて、新規参入者の電源も平等に公平に扱われる仕組み、こういったものを構築すべきではないかと考えます。さらに今回整理された論点では明記されておきませんが、あるいは託送制度の検討という言葉の中に含まれていると解釈されるかもしれませんが、託送料金の低廉化及び送電線利用のルールであります同時同量の要件の緩和は非常に重要なポイントだと考えておきまして、それらを含めた託送制度の見直しが行われることを強く期待しております。

最後のポイントですが、専門性を有する独立規制機関の設置でございます。具体的論点の1 . b) の終わりのほうに、経済産業省と公正取引委員会が紛争解決機能を担う現行制度の検討の必要性に関する記述がございます。迅速かつ適正な紛争解決を行い、競争を促進させることのできる責任と権限をもった専門性のある独立規制機関を設置することが、私が先ほど述べさせていただきました電源の流動化や送電部門の中立性確保ということを

実現するために不可欠であると考えます。

主要なポイントを3点申し上げさせていただきましたが、これらを早期に具現化していただくことが需要家から喜ばれる電力事業へと進展していくものと確信しております。

【鳥居会長】 ありがとうございます。続いて坂本委員、お願いいたします。

【坂本委員】 もういろいろな方からかなりのご意見が出されましたので、重複するので、大変恐縮ですが、私はたまたま先日ヨーロッパに行っておりまして、ちょうどEUの首脳会議で、電力の自由化問題がテーマになっておりました。おさまりは、家庭用は自由化は待て、ほかは自由化しようかなと、こんな議論であったわけですが、先ほど河野委員もおっしゃったのですが、私もフランスの電力規制委員会のシロタさんという方ともいろいろ話をしながら思いましたのは、我が国がつくる電力の制度というのは、やはり世界が今後ぜひこのモデルを借りたいと思うような、我が国の今日までの電力政策の数十年、戦後の歴史を踏まえて、かつ新しい時代に則したものの、ジャパンモデルというものをつくりたいという思いを持って帰ったところでございます。

参考にするモデルは、PJMもあり、失敗したモデルとしてカリフォルニアモデルがあり、またフランスモデル、EUモデルといったものもありますが、私は独立に、我が国として堂々と胸を張って世界に誇れるシステムをできる限りこの場でつくりたいという思いがまず1点でございます。

あと、幾つか役所からお出しになられました論点に尽きているわけですが、これは私の一種の受けている感じでございますから、必ずしもすべて論理的というわけではございませんが、とにかくおとしの3月にスタートした、そしてやってみた。その結果、何が起こったかということを実際に評価をしなければいけないのではないかと思うのでございます。

さらに一般的な傾向として、自由化の範囲を拡大していくということが一つの流れとして考えられると思うのでございますが、これは、ある時点で、マーケットというものに対するコンセプトというか、考え方というものを質的に転換を迫られる局面が来るのではないかと。要するにリージョナルな供給の仕組み、そしてその中における最適な仕組みというものを9電力会社を中心に戦後、営々と築いてこられて、世界に冠たる立派な発電の仕組みをつくられた、先ほど労働組合の方がおっしゃったのですが、零下何十度というところで電柱に上がって、凍りついた碍子から氷を落とす、あるいは送電線を設置するとき、地主と長い忍耐強い交渉をしてつくってこられたか、このヒストリーというものを我々は

無視して、ただ制度論がどうのということを議論するのは極めて空疎な感じがしているわけでございます。

しかし、そういう現場の労働者の士気をどう維持していくかというのは、端的に申し上げれば、ある特定の企業形態でなければ本当にできないのかと、新しい仕組みの中でもまたそういう大変貴重な現場の従業員の士気を高めるということは可能ではないか、またそういうことを期待したいと思うわけでございます。

私がコンセプトの変化ということを申したいと思いますのは、先ほど河野委員からも完全自由化すべきという議論をなさって、それは一つの選択肢だと思いますが、完全に自由化したときに、現実には何が起こるかということも、論理ではなくて、現実のマーケットに着目して考えなければいけない。多分、強者の論理が貫徹されることになりはしないかという危惧を持つわけでございます。

そのときに、先ほど来皆様がおっしゃる最も大切な、ファーストプライオリティである料金の引き下げや需要家の選択というものを、例えば完全自由化という仮説例の中で実現するためには、新たな考え方を導入しないと私は公正な競争秩序というのは実現できなくなるおそれがあるのではないかということを理論的なシミュレーションとして頭の中で考えております。

会社分割とか、そんなことは私は望ましいこととは思いませんが、やはり公正な競争秩序というのは、供給者も需要家も多数の人が参加することによって、1人の人、あるいは2人、3人の人によって価格が操作されない、マニピュレートされないということが極めて大切なことであり、そういう危険性を最大限防ぎながら、完全自由化するのなら完全自由化をする。そうだとすれば、特定な立場に私は拘泥するつもりはありませんが、諸外国の例を幾つか見ますと、そのためのいろいろな工夫がなされている、フランスでもされているし、PJMでもされていると思いますので、完全自由化論は大変結構であります、そこまで議論を深めないと大事業者が完全自由化のもとで振舞った場合に何が起こるかというのは、国際的な金融の世界を見ていれば明らかでありまして、あのウォールストリートのやり方を我々もやるのかという疑問を私は感じます。そうだとすれば、国際的に見て、なるほど日本はよく考えているなあというだけの市場構造、先ほど鶴田委員がおっしゃった幾つかのポイントも含めて、市場構造というものを抜本的に変えなければ、そのメカニズムというのは、需要家や国民の利益には多分合わないのではないかという懸念を持っているわけでありまして。

さらに、自由化を進めることによって、もはやマーケットをリージョナルなものと考えるところ、一種のK点みたいなものですが、そこを越えて、電力の市場をナショナルなものとして、1本として考えていくようにコンセプトを変えていかないと、公正な競争秩序というのは多分実現できないだろう。そうだとすれば、最初の実験として行われた託送制度、この中を少し真剣に検討し直す必要があるのではないかと。とりわけ、振替料金という問題は、リージョナルなオペレーションの最適化（適正化）ということを前提に成り立っているシステムではないかと、これは私の個人的な解釈でございますから間違いかもしれません。もし全国ナショナルな統一マーケットとして考えるのであれば、これは技術的にかかるコストその他は、振替料金という形ではなくて送電料金の中で、コンセプトとしては処理すべきものではないかと思ったりしておりますが、今私に考え方があるわけではなく、そういう考え方で臨む必要があるのではないかと思います。

あと、河野委員がおっしゃった原子力の位置づけは、いろいろな角度から見て、大変大切なことなのではないか。これは、やはり我が国が73年の石油危機以来、石油の依存度が当時の77%から、2000年には51%になり、不安定性が極めて大きく緩和されたのは、これはもう電力会社の大変なご努力のもとに原子力への転換が行われてきたということに尽きるわけございまして、そういう意味で、我が国のエネルギー・セキュリティというのは極めて高められた。ただ、これから建設される原子力発電はコストが高いかもしれない、料金が安いかもしれない。完全自由化という思想の中で、なぜ高い電力を原子力発電だからという理由で買うのかということを経主、あるいはマーケットから聞かれたときに、どういう答えを我々は用意しておいた方がいいのかという問題に答えなければいけないのではないかと。それは電力間で適度に融通しますからという話もありますが、それは許されないと私は思っております。透明で国民にこういう理由であるがゆえに、若干高いかもしれないが、それは我が国のセキュリティのために必要だということをはっきり言うべきではないかと、これは私見でございますが、その意味で電力市場全体の中で原子力をどう位置づけるかというのは、大変重要なテーマなのではないか。

いろいろ話すと止まらないのでまことに申しわけありません。会長代理という肩書からあまり意見を言うてはいけないのではないかと、あるいは意見封じのためにその職に就任したのかと思ったりしておりますが、そうではない。言いたいことを言っても良いですがいずれまた会長の補佐をしてくださいと言われて、今日は少々言いたいことを言わせていただきました。大変恐縮ですが、素人なりに感じるのは以上のようなことです。

【鳥居会長】 ありがとうございます。会長代理の発言は自由でありますので、どうぞ遠慮なく今後もよろしく願いをいたします。次は、八田委員、お願いいたします。

【八田委員】 非常に重要な論点がかなり出尽くしたと思います。まず河野委員が、家庭まで自由化の範囲を広げるということを全面自由化とおっしゃった。それから今、坂本委員が、同じことを完全自由化とおっしゃったわけです。思い出しますと、3年前に植草委員がこの審議会で、この2つの言葉を使い分けたほうが良いのではないかとご指摘になりました。それは大変有用な指摘だったと思うのですが、家庭用まで広げるほうは「全面」でした。すなわち、「全面自由化」と言うのは、段々対象の範囲を広げていって、最後に家庭までやって、対象範囲を全部にすることです。「完全自由化」というのは、植草委員の元来の意味とは多少ずれるかもしれませんが、「送電部門を中立化して、各発電会社がプールを通じて競争できるようにする」ということだと理解しております。この意味で完全自由化を目指すべきだと思います。

送電部門全体を発電部門から直ちに分離する必要があると必ずしも申し上げているわけではありません。例えば送電線はもともとの電力会社が所有し続けても構いません。しかし、給電の運用部門と送電線の建築計画部門は現在の電力会社から中立化することを目指し、そこへの段取りを決めるべきだと思います。これらの部門は、どこにどのような発電所がどれだけあるかというような情報を持たざるを得ないでしょうから、IPPの発電所の性能まで全部知り尽くしていなければならない人たちである。ここの部分を中立化して、電力会社の発電部門と完全な情報遮断をする。これが完全にできるかどうかということは非常に重要なことです。それが競争を担保する完全自由化の重要な要件をなすことだろうと思います。

それは繰り返して申しますが、必ずしも送電線部門を全部別会社にしようということではなくて、実際の9電力の運用にかかっている情報を持つところだけを中立化する、そしてここの提案にも書いてあるような規制組織をきちんとつくって、それが中立的に行われているということを誰の目にも明らかなように監視する、そのことが必要だと思います。

それから、もう一つは、競争を完全にするためには、先ほどから鶴田委員はじめ、森委員が非常に詳しくご指摘になったように、パンケーキを解消して、基本的に独占の力を排除する。多くの電力会社がお互いに競争できるように、地域間を超えて競争できるような仕組みをつくる。これもやはり完全自由化の一つの非常に重要な要素をなすのではないかと思います。

私が思うには、今回の改革は、その完全自由化の重要な要件をきちんと満たすということこそが大切なことで、全面自由化は必ずしも大切なわけではない。予見可能性をきちんと持たせるためには、完全自由化によってこれから競争が十分始まっていった、システムとしてきちんと機能していくのだということの人々に確信させることが大切である。家庭のところまで入れるかどうかということにあまり大きなエネルギーを費やして今の段階で論じていると、本質的なところを見失ってしまう。そういうふうに私は思いました。

【鳥居会長】 ありがとうございます。続きまして、末次委員をお願いします。

【末次委員】 この経済産業省の論点の整理、これは今までの分科会の議論を十分にお聞き取りいただいた上で、政策責任当局としての総合的な非常に多くの要素を加味して考えられたペーパーであると思います。読ませていただいた限り、私の読み方であれば、非常にはっきりした次の段階、あるいはその次の段階への我が国の電力産業制度、市場制度に対するシナリオ、ステップを書かれていると思いますので、これが出てきたプロセスについては非常に評価ができると思います。今も八田委員がいろいろおっしゃっている点、あるいは鶴田委員がおっしゃっている点、これが社会的な論争の一つの核心点になることは間違いないと思います。その点について、この論点整理は、明確な選択をしていると思いました。それは、競争化が進めば進むほど、重要性、あるいは共用インフラとしての性格を強める発電、給電、送電、配電から成るネットワーク、この切り離すことができない日常の機能というものをどこかで分断をして、アンバンドルをして、それぞれ細切れになったセクターで競争を強化していくという方法をとるのか、それとも、電気の持っている安定性、信頼性上の微妙さに照らして一体運営をとることが、消費者利益の第一のクライテリアとしての安定供給性、信頼性の確保をまず担保するためには、この一体的構造というものを活用するほうがベターであるという判断を、この論点ペーパーは明確にしていると私は読みました。今までのこの分科会の論議を通じて、電力競争制度のいろいろなカテゴリー、パターンがあるということを繰り返し聞きもし、議論もしてきました。それで結局、発電セクターの明快な競争モデルであるプールシステムというものが、諸外国の今までの貴重な経験を通じて、消費者利益の重要なパートである価格など安定供給性について、的確なものであるという歴史的な判断は必ずしもできない、むしろ難しいということを諸外国のケースが示してくれているということをお我々は承知してきた。その上でネクストベターの制度は何かということをお考えた上でこの論点は出てきていると私は解釈をしました。したがって、この論点整理に過不足がもしあるとすれば、最初に、どういう競争供給制

度をとるかということのいろいろ考えた結果、プール制度というものは残念ながらいろいろな意味でなじまないという点を説明するくだりが一つあっても良かったのではないかと思います。クリティカルな発送電部門の一体性をとるか、あるいはアンバンドルをするかということについては、一つはプール制度をとれば、ほぼ必然的にこの発送配電部門の分離が必要になるということで、そこで我々は、発送電分離論をもっと真剣に考えなければいけないわけです。そうではなくて、相対取引を中心にした発電者、供給者と需要家がバイラテラルで交渉する制度を機能するものとして、その制度をとろうという前提でどうやって競争を入れるかという方向へ大体のコンセンサスが傾いてきている。相対取引制度を主体にした競争制度では、必ずしも、アンバンドルは必然的ではないということに諸外国はなっております。現に、ドイツもフランスもそういう選択をしているわけですから、まずその辺の制度システムの選択についてご説明があっても良かったのかと。これからパブリックアクセプタンスを得る上でも、その点のご説明が必要だろうと思います。

それで、私は鶴田委員あるいは八田委員とは少し違った角度の解釈をしておりまして、発送電一体に伴う競争制度は発送電一体になった事業者が競争市場で有利なポジションに立つことは間違いないと思いますが、逆にアンバンドルすることによる幾つかのマイナス、安定供給性に対する懸念が出てまいります。それから難しい送電、あるいはネットワークの形成に対する投資執行力というものをアンバンドルにした場合に、中立的な、公社的なISOがやれるのかどうかという、アメリカでも悩んでいる問題があるわけです。こういうプラスとマイナスを総合的に評価した場合に、ここの論点に出てきているように一貫体制を中心にした自由化の体制の整備という選択がいろいろなことを考えた結果、7対3、6対4、あるいは55対45という僅少差かもしれませんが、私は非常にバランスのとれた1つの方向づけであろうと読ませていただきました。

問題は、垂直電力事業会社が、さらに競争の範囲が広がったときにも、発送配電一体の体制をとることの優位性を持つと同時に、かなりの需要家範囲が競争者選択できるようになったときに、必ず出てくる供給責任を誰がとるのか、より競争力のない小口の消費者が、どうやって供給を確保できるのかという問題になったときに、やはり垂直電力企業体が社会的にノーブレスオブリージ、大きなものは責任をとるという体制が必要になる。小口消費者群の安定供給の確保という点については、この垂直一貫体制を持った電力供給者が、ラストリゾートの提供、供給責任のかなりの部分を担うということを制度的、社会的に、十分に預託できる制度であるという点を重視すべきではないかと思います。

しかし、参入者の促進という点からいきますと、垂直一体を維持する事業者は、社会的に情報遮断あるいは公正な取引、託送に対するオープンアクセスの問題では、今の程度では許されない相当厳しい情報遮断措置、あるいは公正な行動を社会的に証明する自己証明の措置が求められる。冗談ですが、もし私が電力会社の指導者でしたら、いろいろ厳しい要求をつけられて、行動を制約されてまで発送配電一体のほうがいいのかどうかということをも真面目に議論せざるを得ないくらい、そういった中立化措置というものを強く求められるのではないかと感じました。

その点について、この制度は非常に大きな課題を持っていますし、その点で失敗をすると、この論点に描かれた制度というものが鼎の軽重を問われる可能性はあるというふう

に読ませていただきました。

もう一つ論点に書かれております大事な点ですが、発送配電一貫化か、アンバンドル化かという点で、競争メカニズムを評価・判断するというのがすべてではございません。競争メカニズムを維持するために必要なほかの措置というものがこの論点によく書かれています。メニューが書かれています。全面的な自由化へのアプローチ、スケジュールを早く進めるということ、それから卸売市場を形成するという、そして、坂本委員も言われたような電力市場の全国化、広域流通化へパンケーキ的なネックを取り払うということ、そしてさらに、ネットワーク供給者自体の競争相手でありますオンサイト分散電源の参入の促進を図るということ、この4つの競争促進メカニズムというものをそれぞれ、かなり強度に具現することができるならば、私は先ほど坂本委員もおっしゃった日本型モデルとして内外に自信を持ってご説明できるものになりうるという具合にこの論点を読ませていただきました。

【鳥居会長】 ありがとうございます。次は、吉岡委員です。

【吉岡委員】 八田委員と末次委員のご発言、非常に重要なことを示していらっしゃると思って伺っていたのですが、この議論が始まる前に、前の分科会というお話が出ておりますが、そこでもう前提ありきだったのかどうだったのか、そのところが少し私はここに来て、そんな疑問を持つようでは困ると思っております。それは、どちらでなければいけないとかそういう前提がなかったのではないかと今まで分科会に参加してまいりました。

そういう意味で、この国にとって最もあるべき姿がどうあるべきか、そういうことを考えていくのが大前提ではないかと思っております。その中で、私は全面自由化と完全自由化とは

こう違うのだという認識も持っておりませんでした。そういうふうに分けるのであるとすれば、議論をした中で、最終的にどちらかをとりあえずは選ぶということでやっていかないと、前提をどうするということ、かなり時間的にはとらなければいけないのではないかと、そんな感想を持ちました。

自由化の拡大範囲をどうするか、それについては、全面と完全と違うと言われると非常に発言の仕方に困るのですが、私の結論としては、全面自由化をしていくというところまでは、前回までの分科会で合意は得ていたことではないかと理解しております。そういう意味で、どういう自由化をしていくのか、そういうふう考えたときに、一つは時系列とありますが、タイムスケジュールをどうするのか、この辺を考えなければいけないということが1つと、それから自由化を拡大するためには、公正、公平なルールが整備されなければいけないというのは当然のことだと思います。それと私の立場から言えば、消費者保護がどう確保されるかということが非常に重要だと思っております。

需要家利益の最大化ということが書かれておりますので、これは当然のこととして、一番末端の消費者も入っていると考えて拝読させていただきました。

それから、消費者の自己責任と交渉力、この確保についてどうなのかということになりますと、条件整備が十分にできているのかどうか。この辺は検証してみなければいけない問題が残っていると思います。

まず、透明性ということを書かれておりますが、情報の開示がどこまで家庭消費者に対してもわかりやすいような形でされているか、それから自由な市場の確保は非常に重要ですが、この3ページに市場支配力の行使や、投機的取引と書かれている部分がございます。そこで投機的取引ということになってきますと、少し違うかもしれませんが、エンロンの破たんの場合も、これは金融も含めての投機的取引を企業がなさったということでの破たんではなかったかと思っております。

完全自由化の形では、当然外国からの資力も入ってまいりますので、その辺も含めて議論をする必要があると思います。

それから一番気になりますのが、ユニバーサルサービスでございます。これは都会の消費者ではそれほど問題がないかもしれませんが、消費者の立場から言うとユニバーサルサービスはどう保障されるのかについても伺いたいところです。

それから一貫体制の問題や原発の問題については、相当詰めた議論をしないと、こちらが良いとかどうだということはいにくいのではないかと思います。特に、原発につ

きましては、要するに需要のボリュームの問題と、安全、安心の問題と、それから環境への影響の問題、地球温暖化関係では、CO₂の問題として原発を持ってこなければというような議論が別の場ではされておりますが、本当に原発でなければいけないのか、あるいはその原発の安全性の問題、廃棄物処理の問題も含めて本当に必要かどうか、これは国民的な合意を得なければいけない問題ではないかと思えます。

そういう意味で、自由化の中で非常に大切なことですが、原発を絶対条件としなければいけないという考え方でいいのかどうか、この辺の議論が必要ではないかと思えます。

それから妻木委員が、ニュージーランドを視察なさったというお話を伺いまして、ニュージーランドは、確かに構造改革をおやりになった国でして、今の時点になって構造改革を進め過ぎたことに対する反省が電力に限らず出ているとも聞いております。それがなぜ起こったのかももう少しお調べいただいて、それがやはり日本にとっても問題がある、そういうことが起こっているとすれば、その辺を参考にしながら、議論を進める必要があるのではないかと考えています。基本的には自由化が促進されることについては賛成ですので、あえて申し上げました。

【鳥居会長】 ありがとうございます。続いて大塚委員、どうぞお願いいたします。

【大塚委員】 具体的な論議については、またいずれかの機会にできると思いますので、今日は感じたことだけ申し上げたいと思います。

この議論をずっと進めていくに当たりまして、最終的な目標を一体どこに置くのだろうかということがあるような気がしてなりません。完全自由化というお話もありますが、これまでいろいろ海外の例等、お伺いしてきた感じでは、結局、この自由化という問題と、それからある種の規制と申しますか、制度、仕組みといったものとの組み合わせという形で、いろいろ試行錯誤されているという印象を強く受けたわけでありまして、したがって、その自由化をしていくということと、そういった制度仕組みとの最適な組み合わせと申しますか、どういう組み合わせがいいのかということが、一つ大事な視点としてあるのではないかなという感じがいたしております。もちろん難しい問題ではあると思えますが、こういったことをある程度きちとした上で、私はやはりできるものからできるだけ早く進めていくという対応が必要なのではないかなという感じがいたします。

電力の問題につきましては、相当いろいろな意味での抜本的な改革をやるという結論になったとしても、それを一気にやるということについては、やはりリスクが大きいのではないかなという感じもいたします。したがって、やはりできるものからどんどん進めてい

くということが現実的な進め方なのではないかということが1点と、それから、どうもはっきり分からないところは、これまでの自由化に向けての制度設計というのが一体どういうふうに評価されているのか、これは時間とともにもっと進んでいくものなのかどうかというところが、どうもいまひとつわからない点としてありますが、0.39%という形になっているとお伺いしておりますが、これを例えば1割とか2割に上げていく必要があるのかどうか、まあそれは別にいたしまして、増やしていくということになると、やはりそれぞれの事業者が、例えばその発電所を持たなければいけないということになるのではないかなという感じがいたします。

余剰電力というものを集めてそこまでどんどん上がっていくものかどうか、このあたりについてもよく分からないところがあるのですが、いずれにしても、自由化に向けての一つの制度設計というものがあって、これをきちっと評価した上で次の範囲の拡大というものに向けていくことが大事なのではないかなという感じを持っております。

そこで、この自由化をするときに、一番大事な視点は、現実には10の電力会社があるわけでありますから、この10の電力会社の競争関係というのをもっとつくるべきなのではないか。やはり競争的な市場をつくり上げていくということは、非常に大事な視点だと思いますので、一番効果的なのは、私はこの10の電力会社が本当に競争する状況にするということではないかなという感じがいたしております。

【鳥居会長】 ありがとうございます。続きまして、千速委員、お願いいたします。

【千速委員】 質問ですが、資料3の基本的視点で、自由化利益の重視と、自由なビジネス環境の整備とありますが、これは電気事業の問題を考えるプリンシプルであり、2ページの上のほうに、「市場との対話を通じて合理的に行動する、責任ある事業主体としての民間事業者の自主性を最大限活用することが、電力供給システム全体の効率化を進める上で重要ではないか。」ともありますが、これも重要であることははっきりしているわけです。ただそこに加えて、「下記の事が確保されなければ、かえって電力供給システムに大きな混乱をもたらすおそれがある」ということで、「事業者が合理的判断をなし得る前提として、予見可能性があることが重要」とありますが、私にはここに書かれている意味がよく分からない。事業者は参入する以上は自己責任であり、それが競争原理だと思うわけですが、そうすると、これはどういうことを言っているのでしょうかという質問でございます。

また、具体的論点のほうの3ページ、卸電力取引所の創設を検討すべきだとあり、これも非常に良いことだと思うのでありますが、その下の分散型電源による電力供給、これは、

小売電力事業を指していると思いますが、これについて、中ほどから「その円滑な実施の支障となっているものがないか、検討すべきでないか」となっていて、環境問題、ネットワークの二重投資との関係、それから系統接続によるメリットや「電力品質の問題」というのがここに出てくるのですが、これは何を言っておられるのかよくわからない。この辺について、一度ご説明をいただきたいと思います。

【鳥居会長】 今のご質問でもあり、またある意味では決意表明というようなニュアンスもありませんが、一応ご質問ということで、お答えを先にお願います。

【長尾電力・ガス事業部政策課長】 ご質問の第1点の予見可能性のところでございますが、基本的に電気事業を行う上で、特に長期固定投資が大きなウエートを占めている事業を進めていく上では、やはり制度がどうなるのかというのが見えてなければなかなか投資しにくいのではないかと考えております。

具体的にはカリフォルニアの例がございました。これは、基本的に供給力が不足する中で、需要が立ち上がったという話でございますが、これは根本的には制度設計について、非常に時間をかけてやってきたわけでございます。ただ、その時間をかけている中で、将来の制度がどうなるのかわからないという中で、設備投資がどんどん手控えられてしまった。カリフォルニアの制度自身については、いろいろご議論がございまして、その中身については、相当いろいろな問題があるというご指摘もありましたが、ただ、現実的に見れば、そういった制度ができ上がったら、その制度に基づいて、急速に投資が立ち上がってきている。だからそれが今花開いて、カリフォルニアのほうも供給力がどんどん緩和されているというような状況が起きている。そういった意味で、企業活動をやる上で、制度が一体どうなるのであろうかということが全くわからない状態において、本当に投資ができるのかどうかというところを懸念しておりまして、そこをもって予見可能性と言っているわけございまして、需要が確実に確保されるかどうかということの意味において予見可能性と言っているつもりではございません。

それから、もう一つの分散型電源のところでの電力品質面の問題というのは、系統接続するときに、分散型電源から出てきます電流が、逆に系統のほうに流れ込む場合に、そこでのいろいろな電力の品質や周波数がいろいろ乱れるとか、幾つかの技術的な問題がございまして。そういったものを、きちんと整理をしておかないと、ネットワーク全体に対して逆効果を与えるということがあってはいけないという意味での技術的な検討が必要だということでございます。

【千速委員】 今のご説明であるならば、まず基本的視点のほうの、「却って電力供給システムに大きな混乱をもたらすおそれがあるのではないか」というのを事業化の条件とするのは明らかにおかしいと思います。したがってそれは意見として申し上げます。

それから、「電力品質面の問題」については、もともと電力品質に問題があるようなものが小売で売れるはずがないと思います。だから、そういう問題についても、これは意見として不適当だということを申し上げておきたいと思います。

【鳥居会長】 ありがとうございます。続いて関根委員、どうぞお願いいたします。

【関根委員】 どうもありがとうございました。非常に要領よくまとめていただいておりますが、発電と送電の一体化ということに関して、3点ばかり触れさせていただきたいと思います。

先ほどからいろいろお話を伺っておりますと、今後発電部門と送電部門の調和ということが非常に大切になると思いますが、この点で第1に、系統部門の果たす役割が従来とは非常に変わってきているのではないかとこのことを述べさせていただきたいと思います。従来の高度成長時代は、とにかく電源を確保するということが大変で、それが第一義的に重要なことでありまして、系統の計画拡充は、それをフォローしていた感じであります。ところがこの低成長時代になりまして、事情が全く変わってきているように思います。

その第1の理由としては、まず需要が低成長になっているということ。第2番目は自由化によって先ほどからお話がありますように電源調達手法が非常に多様化しているということ。3番目にコスト削減のために、送電部門に振り向けられる投資が、おのずから制限されるということでありまして、したがって、電源部門のいろいろな不都合、あるいはしわとりを従来のように系統部門に任せるということはできないのではないかと考えます。そういう新しい情勢の中で、今後の制度設計に当たり、電源部門のあり方と系統部門のあり方を今後どのように調和させていくかが大事になりますので、その調和を図るメカニズムをおりこむことをぜひお願いしたいと思います。

それから第2番目の点は、この一体化ということに関しての原子力のあり方でありまして。一つ例を挙げますと、同じ100万kWでも、系統から見ますと、それが火力であるか原子力であるかによって、全く違ってまいります。例えば、火力発電所の場合は、系統の事故その他のために仮に止まったとしても、復旧は比較的簡単にできますが原子力発電所が何かの理由で一度止まりますと、復旧までに何日もかかります。そのため、系統計画を立てる場合に、それが火力であるか原子力であるかは、大変に大きな影響を及ぼすわけであ

ります。例えば、今までの系統は系統の事情によって原子力が止まることは絶対ないよう形成されてきました。今後の自由化に当たりまして、このような系統機能が損なわれることのないようご配慮いただきたいと思います。

それから第3点は、先ほど千速委員もおっしゃられていたのですが、予見の安定性と申しますか、長期的な視野が電力では絶対必要であることを申し述べたいと思います。

今までの議論を聞いていますと、発電部門と送電部門というのは情報交換さえ行われれば良いのではないかという議論がありますが、私はそうは思わないのです。大切なのは、ディシジョンメイキングがきちんとできるかどうかということでありまして、情報交換するということと、ディシジョンメイキングするということは全く別の事柄のように思います。ディシジョンメイキングというのは一般に、一長一短ある複数のプランの中からどれか1つを選ぶということでありまして、その意味で、1、2本の送電線をつくるかつくらないかということは、あまり大きな問題ではありませんで、問題は何十年に一遍というビッグディシジョンをするに当たって、この発電部門と送電部門の一体化ということをどう扱うかが非常に大切な意味を持つてくると思います。

今、日本の送電系統の一番高い送電電圧はUHVで、100万ボルトクラスの送電線を既につくっております。また、系統によりましては、二重外輪と言って、これもまた専門用語になって非常に難しいですが、二重外輪を導入した地域があります。この二重外輪やUHVというのを導入するのにどのぐらいの時間がかかったかと申しますと、10年から20年ぐらいかかっております。その間に、この発電部門と送電部門の在り方というのが相当長期にわたって見通しが立たないと、こういうビッグディシジョンというのはとてもできないと思います。将来のことを考えましても、すぐ私の頭の中に浮かびますのは、将来の都市における高密度の大電力送電をどうするか、それから分散電源が出てきた場合の下位電圧系統の補強をどうするかということでありまして、これには従来のUHVの導入であるとか、あるいは二重外輪の導入に匹敵するぐらいなビッグディシジョンをしなければいけないと思います。ですから、その発電部門と送電部門の一体化といったときに、長期間にわたってその関係が安定的に維持されるということが第一に大切になってくると思います。

以上3点が一体化ということに関連しての問題ですが、もう一つつけ加えさせていただきますと、今回の資料にもありますように、消費者保護というのが第一だということは私もよくわかるのですが、いろいろ考えまして、自由化の時代にあっては消費者の立場はお

そらく今までと同じではあり得ないと思います。そうした場合に、消費者にどこまで自己責任を期待するかということ、制度設計に当たってやはりどこかで議論していただきたいと思います。それは、保安の点でも、供給信頼度の点でも、大切になると思いますので、よろしく検討をお願いしたいと思います。

以上4点、意見を述べさせていただきました。

【鳥居会長】 ありがとうございます。続いて、鎌田委員、お願いいたします。

【鎌田委員】 まず私はこの分科会に参加して、当初は電力会社について皆様から非常に厳しい批判が続きましたものですから、電力会社は守旧派というか、抵抗勢力というか、そのように思われているのではないかと心配しておりましたが、ようやく皆様方のお気持ちも分かってまいりまして、今回こういう基本的視点なり、具体的論点が整理されたと、この方向で進んでいただければと思うわけです。

もう既に皆様からいろいろおっしゃっていただいたので、ごく簡単に申しますが、一貫体制についても、何人かの方からご意見が出ましたが、一貫体制を考える場合の一番の大切なことは、供給責任を誰が持つかということであろうと思っております。それからまた、発電設備、送電設備を長期的にどう確保していくかという点。それから、そうした一貫体制を維持していくためには、これも皆様から出てきたことですが、中立性、公平性、こういったものを維持するために、相当厳しい態度で臨まなければならないということですが、これは私どもとしても十分認識しておるところでございます。

それから託送料金制度、振替供給制度について、いろいろご意見がありました。これについて、いろいろ工夫していただくのは大いに結構ですし、改善すべき点はぜひ改善すべきだろうと思うのですが、この供給区域をまたいで電力の輸送がされる場合に、中継地点の設備も使うわけでございますから、これに対する対価はやはり何らかの形で考えていただきますと、設備の更新なり新規設備の形成なりができなくなるということでございます。それから、振替供給制度などがなくなりますと心配するのは、電源が偏在するようなことにならないか。そうしますと輸送距離が非常に長くなって不必要な輸送ロスが発生するのではないかとといったことを心配しております。

それからもう一つ、ユニバーサルサービスについてのご発言がございました。離島の負担について考えますと、電力の中では九州電力が一番金額的に大きいわけでございます。それからウエートの点からいきますと、沖縄電力がやはり10%を超えるようなウエートを離島供給のために持っております。こういう状況でございますが、私どもの考え方とし

では、当面このユニバーサルサービスは、私どもの経営責任として維持していきたいと考えておるわけでございます。しかし、これはかなり先になると思いますけれども、将来的には、離島料金もあり得るのではないかと考えております。

【鳥居会長】 ありがとうございます。先ほど一度お話がありましたけれども、八田委員、もう一度お願いいたします。

【八田委員】 議事録に末次委員のご発言のまま終わってしまったらまずいと思ったので発言させていただきます。末次委員がもうこの分科会ではプールはだめだという理解があったとご発言になりましたが、そんなことは全くないと思います。

それから外国の例を見たら、プールはだめだということが分かったとおっしゃったことも理解できませんでした。末次委員は、どうもドイツやフランスのシステムをご推薦のようなのですが、これでは、PJMとかNord Poolのようなプールが動いているところよりも、非常に未完成で、今から変えようとしているドイツやフランスのほうが良いということになる。このご発言もなかなか分かりにくい。特に、ドイツはNord Poolからたくさん人を入れて制度を改善しようとしていますから、そこがなぜいいのか全くわからないし、少なくともこれまでの分科会での理解ではなかったと思います。カリフォルニアが失敗したのも、卸の値段が高騰しても、大口の需要家の小売価格を上げず、卸価格の高騰時にも、工場は延々と使い続けるという制度であったためです。このようにカリフォルニアは、まさに自由化と言えない制度であったために破たんしたわけです。そのプールが失敗したということとは言えないというのがこの分科会で明らかになってきたことと思います。

そして、この資料4の3ページのb)には、「広域的な市場取引を整備することが重要で、これを検討すべきだ」ということが書いてあります。公平に見て、ここで例えばPJMやNord Poolのようなプールを導入すべしと断言しているとは言いません。それは末次委員がおっしゃったようなことも含めて検討すべしということだろうと思います。しかし、基本的には、最終的な目標としてはプール設立が当然検討されることを意味していると思います。それが第一点。

それから、発送電分離には意味がいろいろあります。発電部門が運用部門を持っているということと、送電線のネットワークを持っているということは全く別なことだと思うのです。PJMでは電力会社がきちんと送電線ネットワークを持っております。しかし、運用部門は切り離しています。運用部門はPJMだけでなく、Nord Poolでも切り離している。もし、末次委員が運用を発電と一体化することが重要だとおっしゃるのなら、これは長い

目で見たら電力の自由化とは全く矛盾している考えです。電力の自由化というのは、これからどんどん発電の会社がたくさん出てくるわけですから、まさに手に負えないところがたくさん出てくるわけです。むしろそういうことも含めて、中立的な運用機関によって支えられるプールがコントロールするということが必要だと思います。プールをつくと、今までと違って実は需要家の行動までコントロールすることができる。先ほど関根委員がおっしゃったように、これからは必ずしも送電線を次々とつくっていくという時代ではありません。ビッグディシジョンをするときに、それに対して需要家の行動も合わせてコントロールする必要があるときに、プールがあれば、今と違って、価格を通じて需要家の行動をコントロールできる。送電キャパシティが不足すれば高くなる。そういうことがこのプールで可能になるわけです。運用のところを含めて発送電一体にすれば、プールが機能しませんから、長期的にはそれはもたないシステムだと思います。運用を切り離すことは必要不可欠だと思います。

【鳥居会長】 次は渡辺委員、どうぞ。

【渡辺委員】 基本的な視点と具体的な論点につきましては、概ねこれまでの議論をあらわしていると思います。既に何人かの委員の方々に触れられておりますが、基本的な視点において、まず最初に需要家利益の重視を位置づけたことについて高く評価したいと思います。しかしながら、具体的な論点では「消費者」という記述がありますが、基本的な視点では「需要家」という言葉のみになっております。これは、言葉尻だけを申し上げているのではなく、我が国のあらゆる社会システムにおいて、生産者、製造者の視点から、消費者を起点に置いた視点へと転換している大きな変化の中にあります。したがって、需要家、消費者の利益重視といった記述を、基本的な視点の中にぜひ補強していただきたいと思います。

また、この分科会でも議論になりましたが、先日電力会社同士での相互参入が行われたという報道があり、大変関心を持ちました。東京電力が仙台市の入札に参加しましたが、結果として東北電力が受注をしたと聞いております。このことは、日本で最大の電力会社が参入できない現行の制度について、果たして公平・中立なのか、それとも、東北電力の企業努力の結果であるのか、また消費者の視点に立ちますと、東北地域での消費者が、公平なコスト負担となっているのかなどについて、情報を公開していただきながら、参考にする必要があるのではないかと思います。

【鳥居会長】 ありがとうございます。次は、植草委員にお願いします。

【植草委員】 実は、今日は聞くだけで発言を控えていようと思っていたのですが、1つだけ申し上げたいのは、具体的な論点のところは、ほぼ何を議論すべきかということには分かったと思います。ほとんどの方はそれぞれについて意見を提示されて、例えば全面自由化を進めましょうというのがほとんどの意見だったと思うのですが、それを具体的にどのようにするかというのは、この次の議論なのですが、そこで押さえるべき論点がほとんど議論しないままに全面自由化なら全面自由化へいく。

少し時間が長くなってしまおうのですが、一つだけ言いますと、全面自由化したら、多分、家庭用の料金は長期的には上がるのではないだろうかと思います、国際的に見ますと、今回の東京電力の7%値下げという中で、業務用は十数%値下げをする。こういうプライスリバランスをしていく過程で、PPSは今度はさらに値下げをするという競争の成果が出ましたが、全面自由化をしましたら電力会社はプライスリバランスせざるを得ない。その過程で競争がどう展開するか。それが、構造全体を非常に悪いものにしてしまうのではないか。そのときにはどういうことを考えておくべきかというようなことを含めて、もう少し具体的な議論を展開できるようにしていただきたい。

マーケットコンセプト等々の議論は、いくらやってもいいですし、日本型モデルについては、今までかなりやってきたのですが、今日の坂本委員のお話は大変おもしろかったのですが、具体的なところでは、託送料金はどうするか。どうやったら安くできるか。方法論は7つぐらいある、そのどれを取るか、1つとっても、そう簡単には下がらない。振替料金をやめたらどうなるかということ全部考えてみました。アンバンドルについても、垂直分割しないのに情報遮断、会計分離というのは一体どうやってできるのか、そんな簡単なものではありません、だけどやらなければならない。

取引所の創設はぜひやるべきだと思います。私は今日出てきた論点は全部やるべきだと思うのですが、取引所の創設につきましても、中立機関等々を含めてどんな形で作るかという議論をもう次回からしなければいけないのです。経済産業省は7月までに大体やってしまおうというわけでしょう。そうしたら、できればもう少し具体的な論点で、具体的な提案をしていただくような形で議論を進めていただきたいということです。

【鳥居会長】 ありがとうございます。植草委員がおっしゃったような意味での具体的な方法論の浮き出させ方は事務方に全部お任せするのがいいのか、ワーキンググループをつくるのがいいのか、いろいろ考え方はあると思いますので、それは預らせていただきたいと思います。大変重要なことをおっしゃっていただいてありがとうございました。

今度は南委員です。

【南委員】 今日ご説明いただきました基本的視点と具体的論点は、大変よく整理されているとともに、前回の電事審における大きな基本理念も踏まえてつくられていると思います。一番大事な効率化追求と公益課題の両立という点や、民間経営の最大限の自主性発揮と行政介入の最小化、あるいは対等、有効、公正な競争の確保や、そして最大のポイントであります消費者、需要家利益の確保等、現在もこの基本理念で部分自由化が進められておりますが、今後もこの方向でぜひ議論を展開していただきたいと思います。

今日のご議論を伺っていて、河野委員のご指摘等ありましたが、次回以降、具体的論点を議論されるときに少しでも円滑な議論になるように電気事業としての基本的考えをここであらかじめ申し上げておいたほうがよろしいかと思ひまして、発言させていただきます。

まず1点目は、自由化の範囲についてでございます。この電力自由化の目的は、競争原理を導入しながら、お客様の利益、ひいてはその集合である我が国の利益の増進が目的であることは言うまでもございません。これが現行制度の大原則ですが、こうした基本的スタンスから、自由化範囲を拡大し、最終的には全面自由化を目指すことについても、私どもとしましては、前向きに検討したいと思っております。ただし、お客様にとって選択肢が拡大し、利益が増えることは非常に結構で、私どもも望むところですが、それと今日もお話がありました自己責任との関係をどう考えるのかとか、あるいは安定供給、ユニバーサルサービスといった公益的課題がしっかり達成できる方策になっているかどうかについて、この場での委員の皆様の合意が得られるということが非常に大事だと思っております。

それから、スケジュールに関しましては、同時同量を要する等の様々な電力の特性も踏まえ、さらに計量システムをどうするか等、実務的な課題を考慮して考える必要があるだろうと思っております。

それから2点目として、いわゆる発電と送電との分離という点について申し上げます。電気という財は他で代替することが困難なうえ、貯めることができずにリアルタイムでの需給を一致させる必要性がある等、いろいろな特性がございますが、そういう特性を考えますと、発電と小売との関係が特定されない強制的な全面プール市場では、価格の乱高下や、価格操作の問題等が生じることが、これまでの事例からも明らかです。したがって、我が国では、引き続き、発電と小売との関係が特定され、供給する責任主体が明確となる相対取引と、これに基づく小売託送をベースとした仕組みとしていくことが重要だと考えております。

また、発電所や、送電線の建設には長いリードタイムが必要ですが、海外の事例を見ますと、長期的に安定供給を確保するという視点が、ともすれば見失われがちのようです。電力供給に必要な設備の建設を促す仕組み、インセンティブというよりも、むしろそれについての使命感や責任感を持たざるを得なくなるような仕組みにより、その課題を達成しなければいけないことが事例により示されていると思っております。電気がきちんと責任をもってお客様に届けられることが大事ですので、責任ある事業者による発送一貫のシステムが、日本においては、需要の非常に急峻な立ち上がりに対応し、用地取得や設備建設を、非常に困難な条件の中で適切なリードタイムを守ってきちんと行い、電気料金を着実に低減させる、などといった役割を果たしてきております。この現在の体制について、もう一度きちんと確認していただくことが大事だと思っております。

それから、3点目には、送電部門の公平・透明性確保の問題が非常に大事だと考えております。これは現行制度の設計に当たっても、十分配慮されているわけですが、一層の公平・透明性の向上が新規参入事業者の方々からも求められており、このことは十分認識しています。電力会社といたしましては、これまでどおりネットワークへの原則自由なアクセスを保障したいと思っておりますが、改善すべき点があれば、さらに見直すことにしていこうと思っております。

たとえば託送収支につきましては、電力会社自身の取引も含めて、送電部門の収入と支出の関係をより明確にする会計分離によって一層透明な形でお示ししたいと思っております。また、運用面では、情報遮断についても社内の情報処理規定等を公表するなど一層公平・透明性を向上させてまいりたいと思っております。

これに関連して、紛争処理への適正な対応のあり方、あるいは公正・透明な仕組みになっているかをチェックする仕組みについても、あわせて議論していただければと思っております。

4点目は、電力取引所の在り方についてです。これは、競争の一層の促進のために必要と考えております。先ほど強制的な全面プールは適切ではないと申し上げましたが、競争を促進する観点から、電源を調達、あるいは取引する手段の効率的かつ多様化を図る仕組みとして、安定供給の維持をもちろん前提としなければいけません。電力取引所の創設について議論していただければと思っております。

ちなみに昨年4月から、これまで電力会社間で行っていた経済融通を新規参入事業者の方にも開放しました。最近の実績は、非常にご利用の件数・量ともに増えております。こ

の活発化している事例を見ますと、現在の仕組みをベースに、より使い勝手のよい、有効に機能する取引市場を検討していく方向が極めて現実的で、すぐ検討に入れるものではないかと思っております。

それから、先ほどご指摘いただきました原子力については、冒頭申し上げた公益的課題との両立の上で柱をなすものであると考えております。エネルギー・セキュリティ、地球温暖化防止等で中核をなすのが、この原子力であり、これなしでは我が国のエネルギー政策や環境政策は成り立たないと言っても過言ではないと思っております。短期の利益追求がどうしても重視されがちになる自由化、競争市場化の環境の中で、長期的観点に立って国の役割や民間の役割を明確にしながら、エネルギー政策の根幹をなす原子力発電全般の推進と両立できる仕組みを整備することが必要であると思っております。

以上申し上げましたが、これらにつきましては、今後、具体的な論議の中で、実態を踏まえた事実やデータに基づいて議論をしていただきたいと思います。私どもも積極的にデータをお出しし、率直に先入観を排して議論に参加していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

【鳥居会長】 ありがとうございます。では、坂本委員どうぞ。

【坂本委員】 先ほど、末次委員がこういう理解だったということをおっしゃったのを、私はそうではなくて、いろいろな議論を出しただけで、例えば発送電を一体的に整備しなければいけない、これ自身は公理のようなものであって、それはしかし、具体的には事業形態が何であるかということをお我々は議論していないと思います。したがって、公平性の見地からやり直すべきであると思うのが1点。

それから家庭用まで含めて、完全自由化をするという理解が、あたかも我々の中にあっただかのような理解だったのですが、私はまだそういう議論はしていないのではないかと思います。家庭用というものは、事業者と違って、いわゆるマーケットメカニズムの働く情報量とか交渉力とか、完全ではないわけで、これに対してどういう法的規制をかけるべきなのか、あるいは完全に国はもう撤退すべきなのか、これは大きな問題であると思っておりますので、そこもそういう理解で進んだのだというふうにはしないほうが良いのではないかと思います。というのが第2点。

それから第3点は、これは本当に私も素人の疑問で恐縮ですが、この2年間、電力の相互乗り入れという競争がなぜ起こらなかったのかという大塚委員のご指摘というのは、素朴に疑問を感じるところがある。お客がそうなのだとわれればそうかもしれないのです

が、そこは一体どうなるのかという点、これは割に大事な実態問題かと思うのが1点。それからこれは、新聞記事をどうこうというわけではありませんが、送変電を一体にしなればいけないという理屈はとてもわかるのですが、設備投資に関連してこれを一体化しなきゃいけないと、これはそのとおりと私は思うのですが、今日の日経新聞によれば、今後10年間は新規の発電所建設の投資は1件もないと。本当か嘘か知りません。原子力なんかは、既に計画中で建設中のものがございますから、これはややミスリーディングではないかと思いますが。これからもどんどん設備投資をしていくのだという過去の高度成長期の需要マーケットというものを前提にしてメカニズムを考えるべきなのか、あるいは需要がサチュレートして考えるのか。ここは非常に大事な問題のような気がいたしました。前回設備投資についてご説明を伺いましたが、その点もいろいろ今後の制度設計で、大変重要な具体的問題のように思いましたので、時間外で恐縮でございますが発言をさせていただきました。

【鳥居会長】 最後に、大事なことをおっしゃっていただいて、大変ありがとうございました。

先ほど関根先生からのお話がありましたビッグディシジョンというのに相当するようなまさにディシジョンをいつどんな時点でやらなければならなくなるか、極めて不透明ないろいろなファクターが待ち受けているわけですから、今の一部の新聞記事のように、10年間設備投資は多分ないだろう、発電所はもうできないだろうということも、決して言いきれないようにも思います。

さて、次回のことでございますが、次回以降は、今日のご議論を踏まえまして、事務局のペーパーに沿って議論を深めていくこととなります。

まずその第一歩といたしまして、基本的視点のほうの順番から言いますと、まず需要家利益の重視ということが書かれております。それを少し大括りにいたしまして、需要家の選択肢の拡大と全需要家への適正な供給の確保ということで次回のテーマを設定をさせていただいて、そのかなり大括りな範囲で事務局に論点を整理していただく。それを皆様にご審議をいただくということにしたいと考えております。そんなことでひとつよろしくお願ひしたいと思います。

ご退席になりましたが、坂本委員が先ほど冒頭におっしゃった規制改革推進会議についてのいろいろなご意見も次々と出ておりますし、USTRの話も出ておりますが、やはり当分科会は、独立した一つの審議会として、みずからのスタンスをきちっと踏まえていき

たいと思っております。

余計なことですが、実は、USTRの歴史というのは、1922年に遡りまして、1922年にアメリカの憲法が定めている、議会の決めたことが最優先で大統領府はそれに従属と、それからもう一つは、経済外交交渉は2国間交渉で相手をたたくことが原則であって、多国間交渉は二の次という憲法に定められているルールを、1922年、コードネーム法で崩してから、今日までずっと来て、せっかく大統領府にかなり権限を譲っていたのが、ご存じの1988年のレーガン大統領最後のサインで、拡大通商法といいますか、オムニバスアクトで元に戻っているわけです。ですから、まさにアメリカの政治の国内バランスの中で、いろいろと特定の問題について、まさに鉄鋼もそうですが、特定の問題について外国にいろいろと意見を言うということは、アメリカの制度としてはごく自然なことですが、受け止める側がそれで一々ピリピリしていたのでは、どうにもなりませんので、我々は独自のスタンスをきちっと保っていくということだと思えます。

そのようなことでよろしくお願ひしたいと思えます。

最後に、事務局のほうから、今後の日程等につきまして、ご説明をお願ひしたいと思います。

【事務局】 資料6に、次回以降の日程がございます。次回は4月26日2時からということがございます。よろしくお願ひいたします。

【鳥居会長】 ありがとうございます。それでは本日はこれにて解散といたします。どうもありがとうございました。

閉会